

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出についてのお知らせ

この度、当店舗におきまして大規模小売店舗立地法第6条第2項に基づく変更の届出を行いました。
なお、届出内容の周知を図るため、大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定に基づく住民説明会の開催を予定しておりましたが、現在発生している新型コロナウイルス感染症の拡大と、政府から発令された緊急事態宣言を鑑み、感染防止の観点から説明会の開催を中止し、当該掲示により届出内容を周知させていただきます。

店舗名称	タイヨー吉野店																																											
所在地	鹿児島市吉野町1731番地																																											
建物設置者	株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎 鹿児島市南栄三丁目14番地																																											
変更届出の要旨	<p>(1)大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 ①廃棄物等の保管施設の位置及び容量</p> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">廃棄物等保管施設 No.</th><th colspan="2">変更前</th><th colspan="2">変更後</th></tr><tr><th>位置</th><th>容積</th><th>位置</th><th>容積</th></tr></thead><tbody><tr><td>廃棄物等保管施設</td><td>建物内西側</td><td>29.20 m³</td><td>建物内西側</td><td>14.90 m³</td></tr></tbody></table> <p>(2)大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ①駐車場の自動車の出入口の数及び位置</p> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">駐車場No.</th><th colspan="2">変更前</th><th colspan="2">変更後</th></tr><tr><th>位置</th><th>出入口の数</th><th>位置</th><th>出入口の数</th></tr></thead><tbody><tr><td>No.1</td><td>駐車場No.1敷地北側</td><td>2箇所</td><td>駐車場No.1敷地北側</td><td>2箇所</td></tr><tr><td>No.2</td><td>店舗敷地南側及び北側</td><td>2箇所</td><td>店舗敷地南側及び北側</td><td>2箇所</td></tr><tr><td>No.3</td><td>駐車場No.3敷地南側及び東側</td><td>2箇所</td><td>駐車場No.3敷地南側、東側及び北側</td><td>3箇所</td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td>6箇所</td><td></td><td>7箇所</td></tr></tbody></table> <p>②荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 (変更前)午前6時～午後10時 (変更後)24時間</p>	廃棄物等保管施設 No.	変更前		変更後		位置	容積	位置	容積	廃棄物等保管施設	建物内西側	29.20 m ³	建物内西側	14.90 m ³	駐車場No.	変更前		変更後		位置	出入口の数	位置	出入口の数	No.1	駐車場No.1敷地北側	2箇所	駐車場No.1敷地北側	2箇所	No.2	店舗敷地南側及び北側	2箇所	店舗敷地南側及び北側	2箇所	No.3	駐車場No.3敷地南側及び東側	2箇所	駐車場No.3敷地南側、東側及び北側	3箇所	合計		6箇所		7箇所
廃棄物等保管施設 No.	変更前		変更後																																									
	位置	容積	位置	容積																																								
廃棄物等保管施設	建物内西側	29.20 m ³	建物内西側	14.90 m ³																																								
駐車場No.	変更前		変更後																																									
	位置	出入口の数	位置	出入口の数																																								
No.1	駐車場No.1敷地北側	2箇所	駐車場No.1敷地北側	2箇所																																								
No.2	店舗敷地南側及び北側	2箇所	店舗敷地南側及び北側	2箇所																																								
No.3	駐車場No.3敷地南側及び東側	2箇所	駐車場No.3敷地南側、東側及び北側	3箇所																																								
合計		6箇所		7箇所																																								
変更実施予定日	(1)大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 : 令和2年10月29日 (2)大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 : 令和2年2月29日																																											
届出書の縦覧場所及び縦覧期間	<p>【縦覧場所】鹿児島県 商工労働水産部 商工政策課 【縦覧期間】令和2年3月10日～令和2年7月10日 【鹿児島県HP掲載場所】ホーム > 産業・労働 > 商工業 > 大規模小売店舗 【意見書の提出先】鹿児島県 商工労働水産部 商工政策課 TEL: 099-286-2931 FAX: 099-286-5574</p> <p>※住民の皆様他どなたでも、縦覧が開始されてから4ヶ月以内に鹿児島県に対して、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について、意見書を提出することができます。</p>																																											

○届出の内容に対する照会等変更に関する問い合わせは、下記へお願いします。

株式会社タイヨー 開発部テナント開発課 黒木まで

住所: 鹿児島県鹿児島市南栄3-14

TEL: 099-268-1225 FAX: 099-268-1328

掲示期間: 令和2年7月10日まで

